

### 3 源泉所得税

統計表を見る方のために

利用上の注意

この章は、平成 12 年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。

源泉徴収税率（平成 12 年分）		
(1) 利子所得（源泉分離）	15%	
(2) 配当所得		
株式等		
イ 総合課税分	20%	
ロ 源泉分離課税選択分	35%	
ハ 確定申告不要分	20%	
証券投資信託の収益の分配（源泉分離）	15%	
(3) 割引債の償還差益（源泉分離）	18%（又は 16%）	
(4) 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離課税選択分）	20%	
（平成元年 4 月 1 日以降適用）		
(5) 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	（略）	
(6) 退職所得		
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額表」	
ロ 無申告の場合	20%	
(7) 報酬・料金等		
イ 原稿料等（所得税法第 204 条 1 号）	1 回の支払金額 100 万円までの部分 ..... 10% " 100 万超の部分 ..... 20%	
弁護士、税理士等（同条 2 号）		
職業野球選手、騎手等（同条 4 号）		
芸能等についての出演、演出等（同条 5 号）		
契約金（同条 7 号）		
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 2 号）	= 1 回の支払金額 1 万円超 } 職業拳闘家（同条 4 号） = 1 回の支払金額 5 万円超 } ..... 10% 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 4 号） = 月中の支払金額 12 万円超 } バー、キャパレーのホステス（同条 6 号） = (5 千円 × 日数) を超える額 } 広告宣伝の賞金（同条 8 号） = 1 回の支払金額 50 万円超 } 競馬の馬主が受ける賞金（同条 8 号） = (賃金額の 20% + 60 万円) を超える額 }	
診療報酬（同条 3 号）		= 月分の支払金額 20 万円超
二 芸能法人（所得税法第 174 条）		
(8) 公的年金等（所得税法第 203 条の 2）		= ((公的年金等の支給額) - (控除額))
(9) 生命保険契約等に基づく年金（第 207 条）		(支払う年金の額 - その年金の 額に対応する保険料又は掛金 の額) で 25 万円を超えるもの